

## 議員提出議案第2号

### 日進市議会議員政治倫理条例の一部改正について

日進市議会議員政治倫理条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年9月7日提出

提出者	日進市議会議員	島村	きよみ
〃	日進市議会議員	中川	東海
〃	日進市議会議員	福安	淳也
〃	日進市議会議員	渡邊	明子
〃	日進市議会議員	白井	えり子

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、日進市議会基本条例の一部改正に伴い、日進市議会議員政治倫理条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

政治倫理基準に市の財政援助団体の代表及び代表に準ずる役職に就任しないよう、規定を追加する。

日進市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
条 例 第 号

日進市議会議員政治倫理条例(平成19年日進市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準 (以下「政治倫理基準」という。)を遵守し なければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 市の財政援助団体の代表及び代表に 準ずる役職に就任しないこと。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準 (以下「政治倫理基準」という。)を遵守し なければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。